

**産業研究所講演会
(IIR Seminar)**

EU法秩序の自律性と国際法体系

**The Autonomy of the EU Legal System with
Respect to International Law**

小松崎 利明氏

(聖学院大学政治経済学部助教)

Toshiaki Komatsuzaki

**Assistant Professor, Faculty of Political Science and Economics,
Seigakuin University**

【産業研究所講演会】

E U法秩序の自律性と国際法体系

○市川 それでは、お時間が参りましたので、本日の講演会を始めさせていただきたいと思います。

私、本日司会をさせていただきます、関西学院大学産業研究所の市川と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。

小松崎先生の御紹介から参りたいと思います。小松崎先生は、ICUをご卒業された後、日本学術振興会特別研究員、ICU社会科学研究所助手を経まして、現在、聖学院大学政治経済学部の助教をされております。

今回、ある意味、御無理を言って大きなタイトルをお願いいたしましたのは、私自身が学問分野は違って国際政治、EU政治の研究をしている中で、やはりヨーロッパはどのような政体なのかが常に問題となるわけでございます。これをある意味、国際法学者の目から見るとどういうふうに把握できるのか、ということでお話が伺えるのではないかと考えております。

小松崎先生の御発表は大体60分から65分、その後、本日、参加者の人数は限られておりますので、フロアからの活発な質疑応答をして、全体として90分でまとめてまいりたいと考えております。

それでは、小松崎先生、どうぞよろしく願い申し上げます。

○小松崎 皆様、こんにちは。ただいま御紹介いただきました聖学院の小松崎と申します。

きょうは3つのテーマで話をさせていただきたいと思っています。1つ目が、EU法が自律性という特徴を備えると言われている問題です。EU法は独自の法体系である、世界に類を見ない独自のものであると議論されるわけですが、では一体、EU法の独自性、自律性とはどういうことなのだろうと、EUをずっと学んでいらっしゃる方であれば自明のことかもしれませんが、私なりに自分を納得させるためにもう一度おさらいをしてみました。

2つ目に、国際法との関係です。EU法体系が、なぜ自律的である、独立的であると

言うのかといえば、それはほかとは違うからだということになるわけです。ではそのほかとは何かというとはほぼ間違いなく念頭には国際法があるはずです。つまり、EUは連邦国家じゃないし、それこそ世界政府でもないのだからEU法は国内法ではない。しかし、国際法かという、そうでもないというのが、EUからの非常に強いアイデンティフィケーションといいますか、自己規定です。

しかし、国際法から見てEU法というのは本当に違うのだろうかという観点からもう一度見直すことも必要かなと思っています。それはEU法の自律性、独自性という特徴を肯定するにしても、あるいは否定するにしても、EU法が自律的であることの意味をより明確にすることにつながるのではないかと考えるからです。

3番目に、ここまでであれば法学的な議論の枠内におさまる話だろうと。しかし、それを世界構想、世界秩序の問題に引きつけて考えてみれば、どういうふうに見えるのだろうかを考えてみたいと思っています。

前半は少し法律的な細かい話が出てくるかもしれませんが、できるだけいつまでも簡便に話をするつもりですので、おつき合いいただければと思います。

まず、EUが自律的である、あるいは独自の法体系であるというのはどこから出てきたのかという問題です。ちなみに、今回の講演では一貫してEUという言葉を使います。御存知のようにEECからECになってという細かい分類はありますが、これまで1953年から受け継がれてきた統合の営み、そして法の規範の積み重ね、これをEUという言葉で一くくりにいたします。

EU司法裁判所（CJEU）が、EU法は国際法でも国内法でもない独自の法秩序であると判例などで言うわけです。その根拠は大きく2つあると言われています。まず1つ目は、EU法が直接効果を持つからであるということです。通常国際法は、国家間で約束されて国内実施が求められたとしても、そのまま国内で通用したり国民に何か権利義務が課されたりすることはありませんが、EUの場合は国家を超えたEUレベルで意思決定がなされ、それが国内法の変換を経ずに、直接私人に対して権利義務を付与する。つまり国家をある意味バイパスして私人の権利義務をつくる。これがEU法の直接効果であり、通常国際法とは違うものなのだ、だからEU法は独自の法体系なのだという議論になる。

もう1つの根拠がEU法の優越性と言われているものです。たとえ直接国内の私人に権利義務を付与したとしても、それが国内法によって覆されるのであれば、それはヨ

ヨーロッパを統合する、共通市場をつくるという目的にかなわないので、常にEUの意思が優先されるような仕組みでないといけないということです。つまりEU法が国内法に優位するというのです。

これらは、1963年、64年に相次いで出された2つの事件に関する裁判所の判断において示されました。半世紀以上にわたって、この直接効果と優位性が自律性の根拠であるとされるわけです。

しかしながら、ではなぜ直接効果を持つようになったのか、あるいは、なぜ優位しなければいけないのかを突き詰めて考えていくと、さきに結論めいたことを言えば、EU裁判所は、EU法に直接効果がある、EU法が優位するという形で、ある種自己規定あるいは想定しているからに過ぎないとも言えるのです。

具体例を見てみたいと思います。EFTA（欧州自由貿易連合）とのEEA設立協定案が出されたときに、裁判所が「意見1/91」を出して、この協定案はだめだと言った。その理由が、この協定によって設立される欧州経済圏裁判所（EEA裁判所）が条約の解釈について管轄権を持つからだ。ある国際機構がつくられて、それに附属する裁判所がその管轄の範囲内で意見を出したり判断したりすることは当然のことですけども、それがEUの司法裁判所から見ると許せないことだと。

EEAの裁判所が、EUがカバーするいろんな問題についてのルールに関する解釈を出すこともあり、それがEU裁判所の解釈に従うなら何の問題もないけれども、それが衝突する可能性もある。そうなったらEU法の一貫性が損ねられることになるということで、EU司法裁判所としては認められないという判断をしているわけです。つまりEU法は1つの完結した体系であって、そこに何かしら横やりが入ることに対しては、その可能性さえも認めない。その可能性があるときは、未然にその芽を摘んでおく、そういう態度を示すわけです。

さら別の例として、「意見1/09」では、ヨーロッパ＝EU特許裁判所がつくられるという案が問題とされました。ここで想定されていたのは、特許に関して個人の訴えを聴取する排他的管轄権をこの特許裁判所が持つということでした。しかし、それはEU裁判所が持っている先決裁定（EUがカバーする領域のルールに関して国内裁判所が解釈する必要が出てきたとき、前もってEUの裁判所にその解釈を問う制度）の権限を奪うことになる。だから、それはEU諸条約と両立し得ないものであるという意見です。

もう一つ、「意見2/13」があります。EUが欧州人権条約にEUとして加盟することになったとき、その合意案がEU法と両立し得ないという判断を裁判所が行ったものです。とりわけ、EU法の自律性に影響が生じるという言い方をします。幾つか論点を上げているのですが、例えば欧州人権条約の第16議定書では、欧州人権条約の加盟国裁判所が、欧州人権裁判所に勧告的意見を求めることを認めています。しかし、これはEU法の自律性を害する、つまり先ほどと同じように、EU構成国の裁判所がEU裁判所に先決裁定を求めることを害すると。だから第16議定書がある限り、これはEU法と両立し得ないということです。

さらにEU運営条約の第344条が定めているEUの構成国間、あるいはEUと構成国との間の紛争におけるEU裁判所の排他的管轄権がこの合意案によっては維持されない、つまり、この合意をしてしまうとEUの管轄権が部分的にでも削られてしまうと言うわけです。

この欧州人権条約の第33条は次のような規定になっています。「いずれの締約国も、他の締約国による条約及びその議定書の規定の違反を裁判所に付託することができる」。これも当然の規定ですが、欧州人権条約第33条における欧州人権裁判所の権限が排除されると運営条約の第344条と両立しない、つまりEUの裁判所の自律性が保たれないことになる。言い換えれば、欧州人権条約で決められている裁判所の管轄権を明確に否定しないと、EUは欧州人権条約に入ることができないということです。

このようにして裁判所はみずからの管轄権を脅かすような可能性があるものについてはことごとく反対をし、あるいはことごとく事前に手を打ってきました。

1つだけ実際の事件を見てみたいと思います。2003年のMOX工場事件です。イギリスがアイルランド沖にMOX燃料の工場を建設した。その工場の操業に関連してイギリスは海洋環境保護を十分に行わなかったことを理由に、アイルランドがイギリスを訴えた。その訴えた先が国連海洋法条約で規定されている仲裁裁判であった。イギリスもアイルランドもEU構成国ですが、この場合は両国とも海洋法条約の当事国でもありますので、海洋法条約で規定された枠組みで紛争解決しようとしたということです。

ところが、これに対してEU裁判所は、アイルランドがEU条約に違反し、EU法の自律性を危機にさらしたと判断するわけです。どういうことかということ、今回問題になっている環境保護の措置も全てEU法でカバーしている分野であるからEUの枠内

で紛争解決すればいいのに、わざわざアイルランドは国連海洋法条約の枠組みを使った。それが第三国相手ならまだわかるけれども、EU構成国同士でなぜそういうことをするのだということです。

国連海洋法条約の中にも、この仲裁裁判のように紛争解決制度はあるわけですが、もしほかの枠組みがあれば、そっちを使ってもいいよとも書いてある。書いてあるのだからEUの枠組みを使えばいいじゃないかというのがEU裁判所の意見です。つまりほかの枠組みを使ったこと自体がEU法の自律性を毀損しているのだと、見方によっては非常にナイーブと言えなくもない解釈を行います。実際、EU法に積極的な違反をしたというよりも、場外で紛争解決を試みたことに対して、これはけしからん、ちゃんとリングに上ってやれということでアイルランドの違反を認定したということです。

今、4つの例を見ていただきました。このようにしてEUの裁判所は、みずからの管轄権が邪魔されそうな場合とか、特に先決裁定、ルールの解釈に関して横やりが入る、つまりほかの国際機関がそれに判断を下すようなことがある場合は極力、神経質と言えるほどそれを避ける態度を示してきたわけです。

さらに、EU自身が当事者である場合に神経質になるのはまだわかるとしても、EUが直接の当事者ではない、つまり条約のパーティーではないが、EUの構成国はその条約に加盟しているような状況においても、みずからの管轄権、先決裁定を邪魔されることは徹底的に回避してきました。

その典型例が、「カディ事件」と呼ばれる事件です。2000年に国連安保理が対テロ戦争の一環として、アフガニスタンに対して経済制裁を課しました。そして、ウサマ・ビンラディンとかアルカイダやタリバンのメンバー、あるいはそれらと関係を持っている個人、団体の資産凍結を加盟国に求める決議を出すわけです。これを受けてEUは、共通外交・安全保障政策での協力制度の中で実施するという共通の立場を採択しました。さらにそれを実施するためにEC規則立法がなされました。

スウェーデン市民であるカディさんとカディさんの関係があったAl Barakaat International Foundationという団体が制裁委員会の制裁リストの対象リストに入っていました。実際にEC規則が出されて、この2者はEUによって資産凍結という措置を受けました。

カディさんとこの団体は、この措置は無効であるということを求めて裁判所に提訴し

ました。まず、第一審裁判所はこの訴えを棄却し、上訴審の欧州司法裁判所に移りましたが、第一審と上訴審とで、EU法の自律性というきょうのテーマについて異なった立場、意見が見られました。第一審裁判所は、国連憲章第103条（憲章上負った義務はほかの国際協定の義務に優越するという規定）などによって、安保理決議をそのまま実施する措置であるEC規則の効力を審査する権限は裁判所にはないと言いました。つまり、国連憲章上の義務のほうがEC条約上の義務よりも強いのだという判断をしたわけです。

これは、時間的に前後する部分もありますけれども、基本的にEUの裁判所はEU法は自律的なんだ、外から手も足も出せないんだとずっと言ってきたにもかかわらず、カディ事件の第一審裁判所は、国連憲章上の義務であればEU法に優越するのだという形でEU法の自律性に風穴があいたわけです。

しかし上級審ではこれが覆されました。つまり上級審は、国連憲章を含む一般の国際協定はEC法制度の自律性を変更できないと言い切ったのです。もとに戻りました。つまりEU法の自律性のほうが、憲章上の義務がどうであれ重要なのだという判断を示したわけです。

こういうふうに見てくると、EUの司法部はEU法の独立性とか自律性を完全に守る、あるいはそれはアプリアリに正しいものなのだと目的論的な解釈、想定と言ってもいいかもしれませんが、そういうふうな態度を示してきたわけです。

これを国際法的な観点から評価したらどういふふうになるのか。結論からさきに申し上げますと、ユニークだ、すごいだろうと言って自己規定しているが、そうでもないよという評価が下されることが多いわけです。例えば、京都大学の濱本正太郎先生が議論を整理してくださっているものですけど、そのうちの2つ、3つの点に注目しておきたいと思います。

まず1つ、法形成の局面において、自律的なのか、独自性があるのかという話です。例えばEU法においては、派生法を採択するときに全会一致ではなくて特定多数決が採用され、反対した国もその派生法に拘束されることがEUのユニークネスの1つとして指摘されます。しかしながら、そういうふうにして特定多数決で決定されて、反対した国もそれに従わないといけないようなものはEU法以外にないのかというと、そうでもない。

例えば、安保理決議は多数決により採択されますが、安保理理事国は15カ国ですから

国連全加盟国の10分の1にも満たない数の国によって意思決定がなされている。つまり、安保理がたとえ全会一致で決議を採択したとしても、残りの178カ国は、その意思決定にコミットしてないことになるわけです。さらに拒否権もありますから、最終的に安保理の常任理事国が、国際社会の安全保障に関してはほとんど排他的な決定権を持っていると言うことができるわけです。安保理の決定は国連の全加盟国に対して拘束力を有するものですから、こう考えてくると、法がつくられる局面において、国家の意思に反してまでもそれが強制されるのは、EUだけではないということになります。

あるいは個人の法主体性という側面。例えば、EU法は市民に直接権利義務を課するというEU法の直接効果です。しかしながら国際法の中でそういうものがないかというところ、直接権利義務を課するというのはどういう状態を指すかについての解釈はいろいろあり得るとしても、国際法上の手続によって、あるいは条約等々によって個人が権利を主張することができる、あるいは国際法上、個人に課されている義務に違反した場合、国際法上の手続に従ってその責任を追及される場合がある。

こういうものの例としては、例えば投資仲裁、人権条約に基づいた個人申し立ての制度、冷戦後に活発になった国際刑事裁判の制度、あるいは国際行政裁判所などがあります。こういうことを見てくると、もちろん国際法全体から見れば部分的かもしれないけれども、個人が直接権利義務を持ったり、あるいはそれを果たすことが要求されたりするということは、それほど珍しくもないのではないかという議論がなされます。

もう一つ、EU構成国の国内法との関係の側面です。例えば、EU法は直接効果を持つ、そして国内法に優位するという、自律性、独自性の2つの根拠です。通常、国内法秩序において、国際法規範が直接適用されるかどうか、あるいは国際法が憲法や法律の上なのか下なのかという規範階層の問題は、その国の国内法によって決定されるけれども、EU法は直接効果を持って優位することが決まっているのだから、通常の国内法と国際法の関係とは違うと言われます。

ところが、EU法に優位性あるいは直接効果があるというのは、実は国家が有無を言わずそうされているわけではなくて、多かれ少なかれ、EU法をその国においてそのようなものとして扱うというルールが確立されているからなのだと。つまり、EUで立法された、この範囲内のこういう問題のルールについては、国内で直接適用させることやその優位性を認めることがあらかじめ構成国の国内法体系の中で合意がなさ

れているからこそ、そういうことを認めることができるのだと考えられるわけです。

それも何もないのに、例えば日本の法制度の中にいきなりEU法が降ってくるみたいな、そんな法の適用はないわけです。そういうふうに考えるのであれば、それは国際法規範が国内適用される場合と余り変わらないのではないだろうか。つまり通常の条約であっても、その条約を規範の階層の中に位置づけて、憲法より上なのか下なのかとか、どういう権利をどこまで国内で通用させるかとか、そういう問題はそれぞれの国の憲法秩序の中で決まるわけですから、そう考えると優位性や直接効果があるからといって、EU法を特別視するいわれはないのではないだろうか、こういう議論もされるわけです。

このように国際法学の観点から見ればEU法は余り独自でも自律的でもなくて、ほかのたくさん存在している国際法、あるいは国際機構法の一部でしかないと評価し得る。もちろん、こうした評価については、EU法理論の側からはいろんな反論があり得ることが当然予想されるわけです。

しかし、ここで重要というか考えたいのは、EUの自律性とか独自性が実態なのか、それとも幻想なのかではなく、EUで少なくとも半世紀の間になされてきた自己規定的な議論が国際法体系、あるいはもう少し広い意味で世界秩序という問題にどう関係するのかということです。それを最後にお話しておきたいと思います。

先ほどのカディ事件にもう一度戻りたいと思います。カディさんを含めた原告の訴えの1つは、カディさんの資産を凍結すると決めたEC規則とそれに基づく措置が、カディさんたちのEC法上の基本権を侵害するから違法、無効であるという主張だったのです。

この点について第一審裁判所は次のような判断をしました。EC司法部には、安保理決議を履行するために行われたEC規則をEC法上の基本権に照らして審査する権限がない。ただし、そうであったとしても、国連安保理といえども国際法上の強行規範（国際法上、逸脱することが許されない非常に強い規範）に照らして、本件のEC規則の効力を審査する、そうした限定的な司法審査はあると言いました。つまり強行規範に反した安保理の決定を履行しようとしているEC規則は効力がないと審査することも可能だと言っているわけです。実際には、このカディさんたちの件についてはそういう基本権侵害はないとして原告の訴えを棄却しています。

上訴審の欧州司法裁判所は、この点に関して原審を破棄するという決定をしました。

カディさんたちがEC法上の基本権侵害を受けたことは明白であるという意見です。ただし、実体的な権利を侵害されたということではなくて、資産凍結をするためには、例えばリストに挙げられたことについては申し開きをさせるとか、EC規則を実施していく上でのプロセスにおいて瑕疵が見られると、つまり意見を聞いてもらう場だとか、説明を受ける場だとか、そういうことがなかったことで手続的権利に侵害があったということですが、いずれにしても基本権侵害を受けたと言っています。

この上訴審の判断はどのようなふうに評価できるかという点、安保理決議が対テロ戦争を遂行するために必要な資産凍結をすることで国際社会全体の正統性という点の支持はあるわけです。だから、安全保障上の観点から個人や団体の資産凍結が必要であるということは、裁判所も認めている。しかしながら、EU法全体が立憲的な、ある意味EUの憲法としての特徴を備えるためには、やっぱり人権を尊重することが根本の規範として提示されていないとだめだという立場に立って、その保護を図る。EU法の自律性と人権規範とのバランスをとって解釈する立ち位置ではないだろうかということです。

ここで最後に考えたいのが、EU法の独自性の中でのこうした判断、こういう点こそEUがこれまで積み重ねてきたものの重要性ではないか、その点を評価すべきなのではないかということです。この事件に象徴されるように、EU法はみずから独自のものである、自律的なものであると自己規定することによって、では独自の法体系・法秩序はどうあるべきなのかも考えてきたわけです。その1つのあらわれが、人権がないとより完璧な、自律的な法秩序にはならないだろうということです。こうした人権規範に重きを置くことをやっているわけです。これはEUに限らず、やはりヨーロッパ全体の流れでもあるわけです。あるべき規範の姿、あるべき法秩序の姿をEUはEUとして、EUなりに模索して半世紀構築してきたことが言えるわけです。それがいいか悪いかは別として、そういうことをしてきたのだ、その点に着目すべきだろうということです。つまり、EUとして、具体的には共同市場から始まって、主権を移譲しEUという世界を自律的につくるのだといった秩序構想という点から世界構想がここから見てとれるだろうということです。

そうした世界秩序構想の問題として、このEU法の独自性とか自律性という問題を見てみると、国際社会全体、あるいは国際法体系にとっても示唆する部分が少なからずあるのではないだろうか。つまり、一体どういう規範に基づいた秩序がより望ましい

のかということです。例えばカディ事件であれば、それは人権であったわけです。もちろん安全保障も大事だけれども、人権を毀損するような安全保障であってはならないということ。ある意味、現代においては自明のことかもしれませんが、やはりそれを1つの法体系の中での一貫した解釈として出すことの意義は大きいわけです。

さらに、ここでも問題が2つに分かれていて、そもそもどういう規範が規範としていいのかという問題があるわけです。いいとする規範に基づいてはどのような秩序が望ましいか、もう一つの問題として、そうした規範や秩序に対してどのように国際社会全体の正統性を獲得させることができるのか。ある規範をいいものだとして推進して、その規範に基づいた秩序をつくらうとしても、それが国際社会の多くの支持を得られなければ、やっぱり望ましいものではないということになってしまうわけです。どういう規範を軸にどのような秩序をつくるのか、あるいは法体系をつくるのかということの問題の1つの歴史的な事例として、こうしたヨーロッパの努力、並々ならぬEU裁判所の自己規定が参考になるのではないかと思います。

まず、どういう規範に基づいた秩序がより望ましいのかという1つ目の問題です。例えば先ほど見たように、EUの裁判所あるいは欧州人権裁判所でも、テロ対策の措置の影響で受けた人権侵害を認めるという判例が出ていたりします。ヨーロッパで人権を軸にして、この安保理が優先順位第1として推進する対テロ措置、これに対してヨーロッパの側から抵抗する、あるいはそれに対して不服従を貫く。安保理がそれを第一に言っているけれども、もっと大事な価値ってあるんだよ、規範ってあるんだよと判決を通じて世界に提示しているということも言えるのです。

これは早稲田大学の最上敏樹先生の議論ですが、つまり、どの規範が相対的により法的価値が高いかを模索する行為なのだと。もちろん安保理決議は、これまでEUよりも長い歴史において強い価値、高い価値を与えられてきたものです。でも、それに対して後発のEUが、こっちのほうがより法的価値高いじゃないかと抵抗し、安保理に従わないと言う。どういう意味で法的価値が高いと言えるのかということ、内容的により普遍性の高い法規範は何かをこのヨーロッパが模索してきた結果だと。特に欧州人権裁判所を通じて、ヨーロッパの中で人権規範の意味やその普遍性について取り組んできて、それが十全だとは言わないまでも、その結果であるということです。

世界全体としてより望ましい規範とは何かを析出する作業は必要になるはずですが、もちろん人権に関してはヨーロッパが一步先を行っていますから、そういう形で出てく

るわけです。もしかしたら、ほかにもっと重要な規範がこの世界においてあり得るかもしれない。世界全体としてどういう規範がより望ましいのか、まず析出するという作業が必要になってくる。

さらには、EUよりも多様性に富んだ世界各国の法体系の違いがある中で、望ましい規範についての合意がある程度なされるように、それぞれの法体系が接近してくるような、あるいは収斂してくるような作業が求められるわけです。その1つの例として考えられるのが、EU法の議論にあって、最近つとに言及され主流化していると言われる憲法多元主義の議論であり、それが、国際法、国際社会全体の規範の析出という問題に対してヒントを与えるんじゃないかということです。

憲法多元主義について、早稲田大学の須網隆夫先生の議論を参照しながら御紹介すると、背景にあるのはEUの裁判所と構成国裁判所との対立であったということです。つまり、EUの裁判所は60年代からずっとEU法を優先しろ、EU法がさきだということで各国に圧力をかけてくるわけです。しかし、それにもかかわらず各国の裁判所はEU法の優位性を実はそんな素直に受け入れてきたわけではなかった。

例えばイタリアの裁判所とかドイツの連邦裁判所、フランスの国務院はEU法の優位に強く抵抗してきた歴史がある。2012年にチェコの憲法裁判所に至っては、EU司法裁判所の先決裁定を根本から覆す決定までしている。ここに来ると、EU法が優位性を持っているのも、実はそれほど確かなことではないことがわかるわけです。実態はEUの司法裁判所が打ち出す優越性と、各国の憲法規範、憲法体系がぶつかり合っ、せめぎ合いの中でこういうEU法という形が出てきたということです。

そういう現実を背景に、EUを連邦として認識して、やっぱりEU法が独自のものあり優位するという法理論に対して、やっぱり基本は各国の憲法、法体系だから、それを調和させていく国際法的な秩序と、こういうものが対立をしていた。しかし、これはどっちも間違っているのだというのが90年代以降の憲法多元主義の法秩序像であるということです。

簡単に言うと、EU法体系と各国の国内法体系は、お互い違うものとして存在しつつも相互浸透しているのだということです。機能的にかかわり合っている、つまりどっちが上かとか、一元的に理解したり、あるいは二元論で全く別物なのだという極端な理解をしたりするのではなく、お互いに機能的にかかわり合っているのだという理解。それによってヨーロッパ法体系は、EU法も合わせて29の法体系があるけれども、そ

れが機能的につながって一貫性を保っているのだということです。

通常はEU法が優位することを、実務の上で各国の憲法も受け入れているけれども、例えばEU法秩序に正統性の欠陥がある場合には、その優先性が否定される。だから、それがたまに憲法裁判所の判断としてEU法の優先性を認めないという抵抗として出てくる、不服従の形として出てくるということです。

いかに各国の解釈や法体系とEU法秩序を抵触させないようにするか、衝突を回避するために何をすればいいかという、やっぱり対話と協力が必要になるということです。先決裁定もその一種である、という議論です。EU法の側からすれば、例えば各国の裁量を広く認めるような判断をすとか、そうした相互の歩み寄りと対話によって、一貫した1つの法体系ができることが想定されている、そういうのが憲法多元主義の議論です。こういう憲法多元主義から見たようなEUの経験が、国際社会の規範のあり方の問題を考える上で非常に参考になるだろう。

それはどういうものかという、例えば法規範や法的価値が安保理によって決められるのだという一元的な規範の確定という態度とも違う。あるいは世界政府によって世界を統一すとか、世界連邦をつかって法も一元的につくり上げるといったような理解とも異なる。他方、そもそもそれぞれの国の憲法規範や価値がまざり合うことなんてあり得ないのだからといったような価値相対主義に陥ることもないということで、非常に有効な理論枠組みだろうということですよね。

そこで考えないといけないのが、この憲法多元主義的な理解のもとで、それぞれの国の法体系が存在しつつもある共通の規範も創造していくという、国際法がずっと歴史的に試行錯誤をしながらやってきた作業に対して、こうしたEUの経験から何か引き出せる教訓があるのではないだろうかということです。その萌芽として、1つ、人権規範があるのではないかということです。つまり安全保障という国連安保理が出してくる「普遍的」な世界の基準に人権を対峙させて、その安全保障という規範を相対化させていくような営みと考えることができるわけです。

最後、駆け足になりますが、そうした規範や秩序に対する正統性はどういうふうに獲得していけばいいのかという問題について考えます。これも濱本先生の議論ですが、例えばヨーロッパで起きてきた民主主義の赤字の議論、これは参考になるだろうと。つまり民主主義の赤字というのは、EU統合が進むにつれて、派生法の定立に象徴されるような意思決定が市民から遠いところで行われている。そして、民主的な正統性

を確保するチャンネルがEUレベルでは不足していることで起きた反対運動です。

その民主主義の赤字の経験からEUは、派生法定立過程、つまり意思決定過程に欧州議会の関与をふやす、あるいは権限を拡大することをやった。さらにそうした1つのチャンネルだけではなくて、複線型民主的正統化するものを行っているのだということです。これはEU政治の中の議論でも、例えばマルチレベルガバナンスという形で議論されることではあるけれども、市民が例えば欧州委員会に働きをかける、労使間で働きかけをする、EUオンブズマンを通して意見を上げる、EU地方審議会や各種団体などを使う、こういういろんなチャンネルを通して、単に民主的な選挙で選ばれた議会で意思決定をして、政策に反映させるというものだけではなくて、複線的にいろいろなチャンネルで派生法の手続に関与する道がEUではできているのだということです。

国際社会については、国際法秩序において民主的な正統性をどう獲得するのか、ヨーロッパの経験で見られたように民主主義の赤字があるのだとすれば、あるいは出てくるのだとすれば、国際法規範に対して民主的な正統性をいかに獲得できるのだろうかという問題に置きかえることができます。

実は国際社会においては、EUで制度化されている市民と立法をつなぐ線は非常に細いですし、そもそも国際立法的な機関ありませんから、こうしたものが不足している。しかしながら、対テロ措置などに象徴されるように、安保理で決められた規程は我々個人、あるいは市民社会のレベルでは空から降ってくるわけです。それが果たして正しい規程なのか、あるいは国際社会全体にとって望ましい規程なのかについて、少なくとも市民レベルから意思を表明する、あるいはそのチャンネルをつくる、そういう部分は必要になってくるだろうと思われまます。

ヨーロッパで民主主義の赤字が出てきたのと同様に、国際社会全体においても民主主義の問題というのが議論されてきました。しかし、その場合たいいていは国連での代表権の問題とか、1国1票の問題とか、安保理常任理事国が特定の力を持っていることに対する非民主的であるという批判とか、そういう国家レベルでの民主的な話が主だったのです。やはり、市民という、そもそも国際法では想定していなかった存在からの正統性獲得という問題は、今後国際社会における何かしらの規程という問題を考えていく上では避けて通れないだろうと思います。

非常に雑駁で、あちこち行った議論になったかもしれませんが、これで私の話を終え

させていただきたいと思います。御清聴いただきまして、ありがとうございました。

○市川 小松崎先生、どうもありがとうございました。非常に基本的なEU法の理解の部分から、最後は非常に大きなテーマに至ったかと思います。

本日参加されているオーディエンスの数も少ないので、御質問もしくは御講演を聞いて十分に理解できなかった部分などを含めまして、質疑応答の時間を15分ぐらいとっていきたいと思いますが、まずはどなたか、質問なり、コメントなり、おありでしょうか。

○質問者 興味深い御講演、ありがとうございました。

先生の講義の中で、EU法の自律性についてのお話で、その自律性の価値、自律性というもの、EU法の自律性が、例に出された案が既存の価値に対して人権という新たな価値を提示することで、この2つのバランスを保っていることにEU法の独自性や自律性の価値があるとおっしゃっていたと私は解釈したのですが、その解釈は間違っていないですか。

○小松崎 若干、僕の説明が不十分だったかもしれないですが、僕はEU法が独自であるか、自律的であるかは大した問題ではないと思っています。客観的な指標を当てはめて、EUが自律的であることにきょうの話の文脈では余り意味はないと思っています。

それよりも、EUが自己規定をして、EU法と国内法をいかに関連づけるかとか、いかに統一的な価値や規範のもとに域内を統一させるかという努力をしてきたことが参考になるのではないかという意味で申し上げたのです。

○質問者 自律性にこだわっている理由は、そのためというのはわかりましたが、なぜEU法は間接的なケース、いわばEUに加盟している国レベルの、1つの国と他国にまで独自性を見出したりとか、干渉していこうとするのかは、そこを少し疑問なのでもう少し詳しく。

○小松崎 それは私も正直言って疑問というか、僕の勉強不足もあるのですが、すごく極端に慎重なのだなと感じるわけです。先ほど申し上げたように、カディ事件での裁判所の論理は、CFSPの枠組みでやっているのですが、厳密な法的な意味では、EU自体は安保理決議を履行する義務はないけれども、しかしながら加盟国は義務がある。それを共通の立場やると、必然的に共通市場にも域内市場にも影響が出てくるだろう。そういう意味で、これはEC外のことではなく、当時のECと直接に関係のあること

なのだという理解なのです。私が先ほど言ったのは例えの話ですが、裁判所の判例の理屈としてはE Cの問題として理屈は立っていることになります。

○質問者 ありがとうございます。

○市川 ほかに質問、もしくはコメントなどおありの方、いらっしゃいますか。

○質問者 御講演ありがとうございます。

国際間にあるI C JとE U間の中にあるC J E Uの役割や仕事、制度はどういう面で違ってくるわけでしょう。

○小松崎 国際法秩序の中におけるI C JとE U法の中のE U裁判所の役割の違い。もちろんたくさんあると思いますが、どういう点に興味をお持ちでしょうか。逆に質問してすみません。

○質問者 余り国際司法裁判所を深くは知りませんが、国家間の争いであつたら同意があつてのスタート、裁判スタートだったり。今聞いていた中で、E U法を各国に当てはめていくのではないですけど、そういうのに力を入れているのかなと思つたりして。

○小松崎 先ほど御紹介した濱本先生の論文の中にもその点は書いてあつて、I C Jには強制管轄権がないじゃないか、つまり両方の当事者が首を縦に振らない限り裁判は始まらない。だけれども、E Uの裁判所はE U法違反が認定されれば、それは強制的に裁判が始まるのだという一般的説明がある。しかしながらI C Jにおいても、例えば、前もって何か自分の国に裁判が提起されたときには受けて立ちますよという管轄権受諾宣言という制度があり、受諾宣言をしている国同士においては、事件ごとに管轄権を認めるか認めないかという判断をしなくてもいいようになっているのです。

強制管轄権を前もって受諾している国は少なからずあるのだと。それを考えればゼロか1かという話ではなくて、やはり国際社会、つまりI C Jの法秩序の中にもそうした司法的な局面で裁判所の管轄権をあらかじめ認めておく潮流もあるのだということなので、E Uが100でI C Jはゼロだろうという話ではないということなのです。

そういう意味では、もちろん規模とか程度とか、それこそ事件の数も全然違いますが、少なくともそうした面では、それほどE Uの裁判所が超特異な存在であるということではないとも言えると思います。

○市川 ほかにどなたか質問なり、コメントなり、ございますでしょうか。

○質問者 きょう一般で参加させていただいております、ありがとうございます。

先生の御紹介を見ると、国際法、平和研究で、特に今回話題になっています I C A N の核兵器禁止条約は、必ずこの中で国際法との関係とか、人権の問題とかが出てくるのですが、先生の今のお立場で何かコメントすることがあれば教えていただきたいです。

○小松崎 それは団体の活動についてですか。

○質問者 ではなくて、国際法的な、団体活動ではなくて条約と国際法との関係とか。

○小松崎 核兵器禁止条約。

○質問者 禁止条約と国際法との関係、中でも今回の E U から見た、特にオーストリアの I C A N とか、特に今回、E U の中でいろいろな方向性やまた変わってくるか、考え方が変わってくるかとか、若干先生の思うところがあれば教えていただきたいな。

○小松崎 私もこの議論を追っているわけではないのですが、核兵器禁止ということ自体が条約の形で生み出されたことは、国際法の歴史において1つの大きな画期的なポイントだと言っていいと思うのです。しかしながら、これですぐに核兵器が禁止されるようになるかという非常に疑問ですし、これによって世界の核ミサイルの数が減るかという減らないと私自身は思います。

しかし意味がなくはない。条約は、あるいは国際人道法、つまり兵器の規制とか戦争のルールは、やはりつくっては破られ、つくっては破られの連続であったと言えると思うのです。核兵器に限らず、ほかの兵器、地雷や劣化ウラン弾なんかもそうです。兵器を禁止する条約ができたからといって、それがすぐになくなることはまずない。必ずそこに、いや、俺たちは使うからという国が出てくる。

例えば大量破壊兵器の3つで言うならば、最初にできたのは生物兵器禁止条約。化学兵器禁止条約ができたのはもっと後で90年代に入ってからです。なぜ生物兵器禁止条約がそんなに早くできたかという、これは軍事的有用性が低いからだと一般に考えられているからです。つまり軍事的に使えないから、別に国家はそれに規制がかかっても何の痛みも感じないことで合意がしやすいから、条約をつくって、みんながそれを守る形になる。

ようやく化学兵器についても禁止条約ができて、その後、それを取り締まる化学兵器禁止機関ができるまで、また何年もかかったのです。化学兵器は軍事的に使える兵器だからです。ある程度、最低限のところまで合意を得て条約をつくるまで何十年もかかって、でも、それができたからといって化学兵器がなくなったかといえば、シ

リアでもたくさん使われているわけです。

そういう兵器の規制の流れから考えると、核兵器禁止条約も軍事的な有用性といえ、使えるか使えないか、また別の話になりますが、やはり政治的な道具として価値の大きいものであるならば、それが急になくなることはないだろうし、核兵器禁止条約が何か決定的な役割を果たすことも余り期待できないのかもしれませんが。兵器の規制に関しては、生物兵器も化学兵器もそうですが、査察というプロセスが必要になってくる。その査察制度が整わないと実効的な規制は難しくなりますし、それには今後また何十年も、もしかして何世紀もかかるのかもしれませんが。

もちろん象徴的な、規範的な意味として、私は核兵器禁止条約ができたことは大変すばらしいことであると思っていますけども、これまでの歴史に照らし合わせて言うならば、今後の努力がもっと人類は必要だろうなという評価になると思います。

E U諸国も核兵器を手放す態度を見せますけれども、しかし、まだまだそれが実効的に世界に広がるような規範になっていく、核兵器を放棄するという規範が広がるには長くかかるかなというのが私の印象ですけど、答えになっていますでしょうか。

○質問者 ありがとうございます。

○市川 ありがとうございます。

ほかにもう一方、短か目の質問、吉村先生、よろしいですか。

○質問者 質問ではなくて、先ほどの小松崎先生のお答えの補足です。核兵器禁止条約については、E Uの態度を多分、御質問されたと思うのです。個人的にはE Uの中でも分かれていると考えておりまして、例えば、私、関学で国際法W Pを教えている吉村といいます。

核兵器禁止条約の今までの核軍縮の条約とN P T条約との違うところは何かということ、非人道性を前面的に打ち出したところ、核兵器の非人道性に非常に理解を示して会合をリードしてきたのは、実はオーストリアであったということで、それが多分、オーストリアのI C A Nのお話かなと考えたので、オーストリアの政府自体もかなり核兵器禁止条約を推進している。

他方で、最終的な採択のときには、例えばオランダは反対して、かつ、今まさに先生がおっしゃったようなN P T条約加盟国であるイギリスとかフランスはもちろん参加いたしませんということで、正直、E Uの中でも評価は分かれるのではないかなというのが私の考えです。

以上です。

○小松崎 どうもありがとうございます。

○市川 吉村先生、ありがとうございました。

それでは、積もる話や、まだまだ質問もおありだと思いますけれども、一度ここで小松崎先生の講演会を締めさせていただきたいと思います。

感謝の意味も込めまして、もう一度、小松崎先生に拍手をしたいと思います。先生、どうもありがとうございました。

<講師プロフィール>

1974年生まれ。国際基督教大学大学院行政学研究科博士後期課程博士候補資格取得退学。ロータリー平和フェロー（ブラッドフォード大学大学院）、日本学術振興会特別研究員（DC2）、国際基督教大学社会科学研究所助手等を経て、現職。専門は、国際法、平和研究。

主な著書に、「アメリカの譲歩とEUの妥協—国際刑事裁判所（ICC）とEUの規範政治」（白井陽一郎編『EUの規範政治—グローバルヨーロッパの理想と現実』ナカニシヤ出版、2015年所収）、「国際社会における法の支配と和解」（松尾秀哉／白井陽一郎編『紛争と和解の政治学』ナカニシヤ出版、2013年所収）、「**Peace, Justice and Reconciliation through the Protection of Human Rights: A Preliminary Note**」（『聖学院大学総合研究所紀要』第47号、2010年）など。



KWANSEI GAKUIN UNIVERSITY



Co-funded by the
Erasmus+ Programme
of the European Union

産業研究所講演会 (IIR Seminar)

EU法秩序の自律性と国際法体系

(The Autonomy of the EU Legal System with Respect to International Law)

2018年3月30日発行

編集 関西学院大学研究推進社会連携機構事務部 研究所担当

発行 関西学院大学産業研究所

〒662-8501 西宮市上ヶ原1-1-155

電話 0798-54-6127 FAX 0798-54-6029

Publisher

Institute for Industrial Research, Kwansei Gakuin University

1-155 Uegahara Ichiban-cho, Nishinomiya 662-8501, Japan

Tel +81-(0)798-54-6127

Fax +81-(0)798-54-6029

E-mail: sanken@kwansei.ac.jp